

ジュニアNISAは、2023年12月末で終了いたします。

ジュニアNISA終了のご案内

ジュニアNISAの投資可能期間は、2023年で終了します。

2024年から新たな非課税枠は設定されず、新規投資は行えなくなります。ジュニアNISAでの投信自動積立のご契約は、2023年12月末で終了させていただきます。

2024年以降、ジュニアNISA口座で保有する投資信託についてご案内いたします。

18歳になるまでは、非課税で保有し続けることができます

- ・2023年の制度終了時点で18歳になっていない方については、非課税期間（5年）が経過した投資信託は「継続管理勘定」に移管（「ロールオーバー」といいます）されます。
- ・「継続管理勘定」では、18歳になる年の年末まで、投資信託を非課税で保有し続けることができます。
- ・「継続管理勘定」は投資信託の売却はできますが、新規投資を行うことはできません。投資信託等の分配金再投資は、ジュニアNISA口座内の特定口座（課税）で行われます。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	…	18歳	
2019年	80万円	非課税期間5年											
2020年		80万円											
2021年			80万円										
2022年				80万円									
2023年					80万円								
2024年以降	継続管理勘定にロールオーバー※												

売却は可能
新規投資は不可

※2019年以降の投資分は、継続管理勘定にロールオーバーすることにより、18歳になる年の年末まで非課税で運用を継続することができます。

継続管理勘定へのロールオーバーは、お手続き不要です。



ジュニアNISA口座開設者が18歳になった場合

- ・18歳以上の方は、「継続管理勘定」は設定されません。
- ・2024年から開始する新しいNISA口座へ移管することはできません。
- ・18歳以上の方は、非課税期間（5年）が経過した投資信託は、課税口座へ移管されます。特定口座への移管は、お手続き不要です。

翌年から成人用の新しいNISA口座が自動開設されます

ジュニアNISA口座開設者が18歳になった翌年から、お手続き不要で成人用の新しいNISA口座が自動開設されます。

18歳未満でも非課税での払出しが可能になります

- ・2024年以降、払出制限が解除され、18歳未満のお客様も非課税で払出しできます。
- ・18歳未満で払出しを行う場合は、ジュニアNISA口座が廃止されるため、一部のみを払い出すことはできず、預りの全てを払い出す必要があります。

投信自動積立は12月末をもって終了させていただきます

・現在、ジュニアNISAにて投信自動積立をご契約いただいている場合は、2023年12月末をもってご契約を終了させていただきます。積立契約終了についてのお手続きは不要です。

本リーフレットは2023年10月時点の法令を基に作成しております。

商号：株式会社京都銀行
登録金融機関 近畿財務局長（登金）第10号
加入協会：日本証券業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会